

週間における事業場の実施事項

■準備期間中に実施する事項

I. 改正労働安全衛生法に関する事項

- ① ストレスチェック制度(平成27年12月1日施行)に係る取組への準備
- ② 一定の危険・有害な化学物質のリスクアセスメント実施(平成28年6月1日施行)に向けた環境整備
- ③ 職場における受動喫煙防止対策(平成27年6月1日施行)の推進

II. その他の重点事項

- ① 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ② 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ③ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- ④ 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
- ⑤ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- ⑥ 作業環境管理の推進
- ⑦ 作業管理の推進
- ⑧ 健康管理の推進
- ⑨ 労働衛生教育の推進
- ⑩ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- ⑪ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ⑫ 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ⑬ 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- ⑭ 粉じん障害防止対策の徹底
- ⑮ 熱中症予防対策の徹底
- ⑯ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ⑰ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ⑱ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ⑲ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ⑳ 化学物質中毒対策等の徹底
- ㉑ 石綿障害予防対策の徹底
- ㉒ 酸素欠乏症等の防止対策の推進



■本週間中に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



平成27年度(第66回)全国労働衛生週間

10月1日～7日《準備期間:9月1日～30日》

スローガン

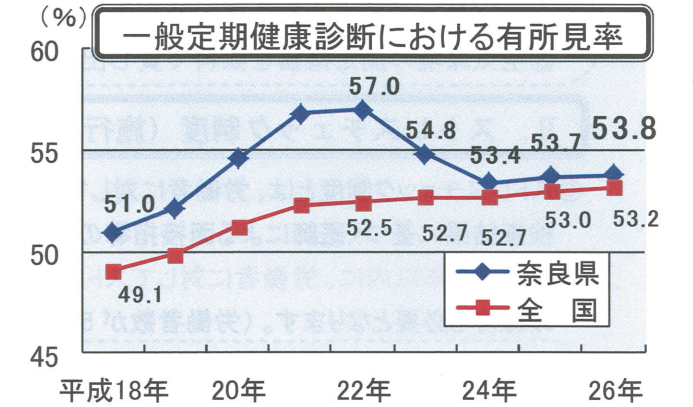
「職場発! 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

【労働者の健康を巡る現状】

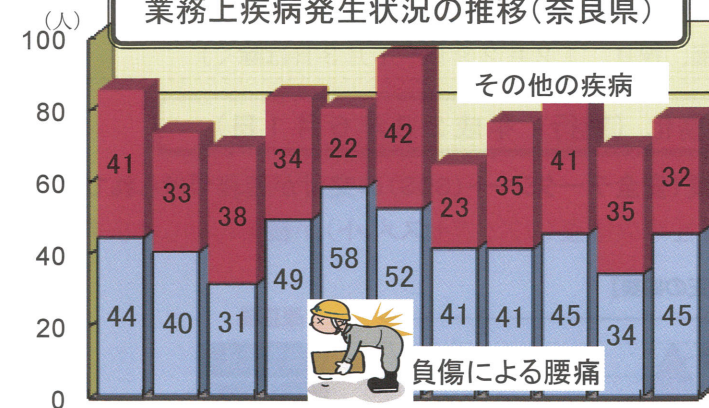
県内の労働者の健康を巡る問題を見ると、業務上疾病の発生者数は、近年増減を繰り返しており、年間60人台から90人台で推移しています。年によって変動はあるものの、このうち半数以上が負傷による腰痛(いわゆるギックリ腰)となっています。

一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合(有所見率)は平成18年以降50%を上回っており、平成26年は53.8%(全国平均53.2%)となっています。

のための対策に関する大綱」が定められました。



業務上疾病発生状況の推移(奈良県)



全国的には、平成26年の精神障害の労災認定件数が497人で過去最多となり、脳・心臓疾患の労災認定件数が277人と依然として高止まりしていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いるなど、職場のメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題です。さらに、平成27年7月24日には、過労死等防止対策推進法に基づき、「過労死等の防止

【全国労働衛生週間】

労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生管理活動の定着を図ることを目的としたものです。

今年度は、

「職場発! 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

をスローガンとしています。

特に今年度は、平成26年6月に改正された労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」が12月1日から施行されます。このほか、化学物質管理の強化、職場の受動喫煙防止対策も改正法の内容となっています。

全国労働衛生週間を契機として、職場の衛生環境の重要性の認識をさらに深められ、改正法に向けた環境整備をはじめとした取組を各職場においても図っていただきますようお願いいたします。

主唱：奈良労働局(<http://www.nararoudoukyoku.go.jp>) / 奈良・葛城・桜井・大淀労働基準監督署
 協賛：(公社)奈良県労働基準協会 / 建設業労働災害防止協会奈良県支部 / 林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部 / 陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部 / (一社)日本ボイラ協会奈良支部 / (公社)建設荷役車両安全技術協会奈良県支部

労働衛生いろいろ統計・いろいろ情報

※印が付いているものは、平成27年度厚生労働省委託事業により実施されているものです

I. 職場での受動喫煙防止対策が努力義務化（施行：平成27年6月1日）

◎事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、適切な措置を講ずるよう努めることとされました。
資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、**すべての事業者が対象です。**

国の援助として、3つの支援事業を実施しています。

- ①屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成（中小企業事業主が対象となります。助成率は1/2で上限は200万円です）（奈良労働局健康安全課 ☎0742-32-0205）
- ②職場の受動喫煙防止に関する技術的相談や説明会等への講師派遣を無料で受け付けています。（日本労働安全衛生コンサルタント会※ ☎050-3537-0777）
- ③空気環境の測定機器を無料で貸し出しています（(株)アマラン※ ☎050-3642-2669）

II. ストレスチェック制度（施行：平成27年12月1日）

◎ストレスチェック制度とは、労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを事業者が義務付ける制度です。

施行後1年以内に、労働者に対してストレスチェックを実施していただく必要があり、労働基準監督署への報告も必要となります。（労働者数が50人未満の事業場は当分の間努力義務です。）

ストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談を受け付けています。

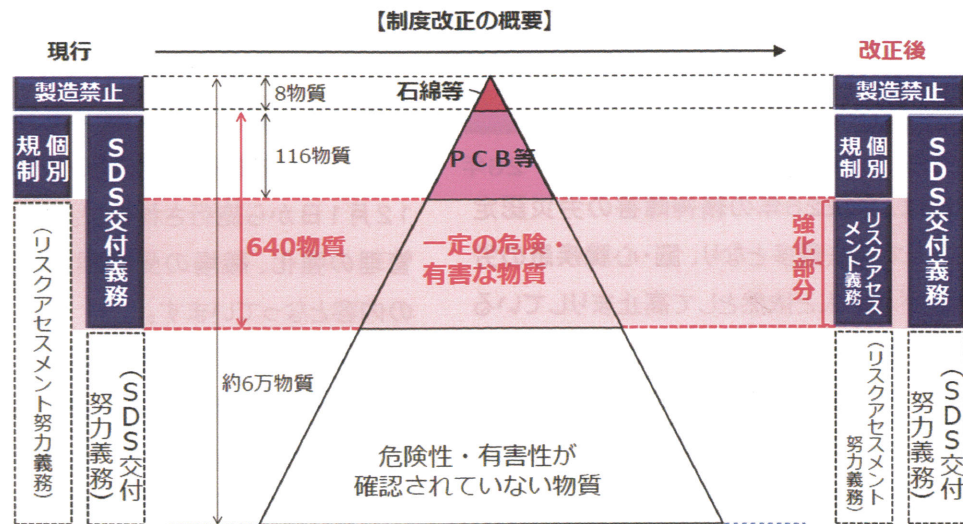
（お問い合わせ先：独立行政法人 労働者健康福祉機構「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

☎0570-031050（全国統一ナビダイヤル 通話料がかかります。）

受付時間：平日10時～17時（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く）

III. 化学物質のリスクアセスメントの義務化（施行：平成28年6月1日）

◎一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート(SDS)の交付が義務づけられている640物質）について、**事業者が危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)が義務付けられます。**

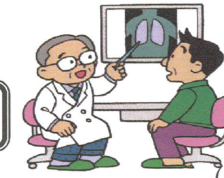


奈良県産業安全衛生大会のお知らせ

入場無料

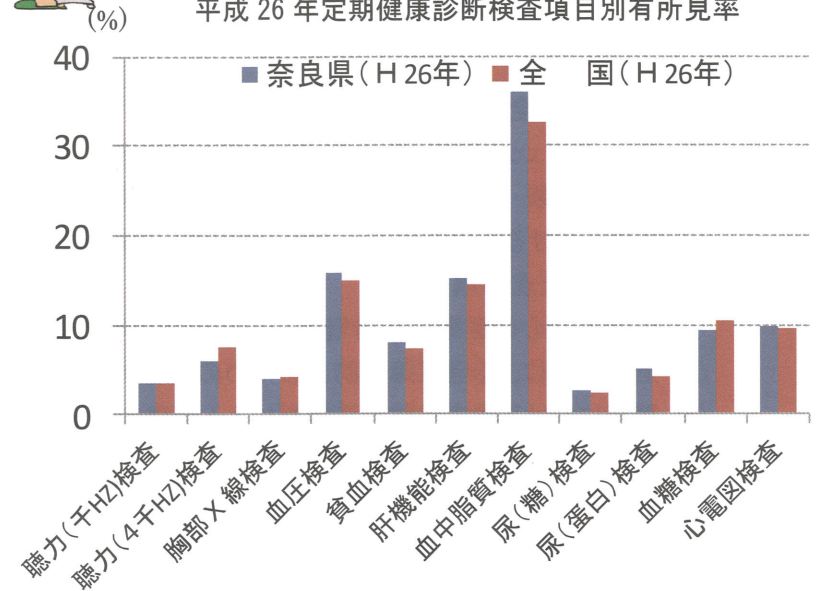
- 場所：かしはら万葉ホール（橿原市小房町11-5）
- 日時：平成27年10月14日(水)13時～
- 内容：特別講演、保護具の展示・安全衛生相談コーナー等を予定しています。

IV. 労働者の健康状況



平成26年定期健康診断検査項目別有所見率

- ◎ 一般健康診断結果では、平成26年の奈良県内の労働者の有所見率は53.8%で、全国平均(53.2%)より高くなっています。
- ◎ 検査項目別では、血中脂質、血圧、肝機能など、生活習慣病の発症リスクが高くなる検査の有所見率が高く、かつ全国平均を上回っています。
- ◎ 将来にわたって健康の保持増進を図るため、食生活の改善、運動の習慣化等に配慮しましょう。

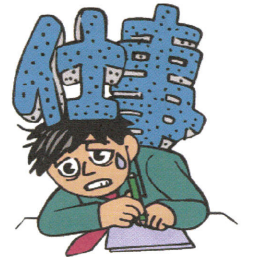


V. 奈良産業保健総合支援センターの活用を!!

電話：0742-25-3100(専用電話) ファックス：0742-25-3101

- ①産業保健総合支援センターでは、
 - ◎産業保健関係者に対する専門的研修及び専門的相談対応
 - ◎メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
 - ◎図書・測定機器の貸出・産業保健情報提供・広報啓発
- ②地域産業保健センターは、**小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)**の事業者や労働者の皆様に対して、
 - ◎健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応
 - ◎脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
 - ◎メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
 - ◎長時間労働者に対する医師の面接指導
 を**原則無料**で行っています。(秘密は厳守します。)

ストレスチェック制度に関する支援も詳しくはお問い合わせください



	所在地	電話・FAX
北和地域産業保健センター	奈良市柏木町519-7(社)奈良市医師会内	TEL:0742-33-5235 FAX:0742-34-1952
葛城地域産業保健センター	大和高田市大中106-2 高田経済会館 北葛城地区医師会内	TEL:0745-23-2431 FAX:0745-52-4934
桜井地域産業保健センター	桜井市大字金屋136-1 桜井保健会館 桜井地区医師会内	TEL:0744-43-8766 FAX:0744-42-0596
南和地域産業保健センター	五條市野原西6丁目1-18 保健福祉センター カルム五條2F 五條市医師会内	TEL:0747-25-3059 FAX:0747-25-3049